

◎淀川右岸水防事務組合水防団員共済会
規約第14条の運用について

制 定 昭53.10. 1

最近改定 平13. 3. 14

- 1 「給付請求書兼認証書」は、別紙様式とする。
- 2 供花料の請求は電話により、退職給付の請求は水防団員異動内申書の提出をもって、前項「給付請求書兼認証書」に代える。
- 3 「給付請求書兼認証書」の下欄に認証および請求の署名捺印を行う者は次のとおりとする。
 - ア 本部団員にあつては、担当本部付部長、担当水防副団長又は水防団長
 - イ その他の団員にあつては、所属水防団の分団長
- 4 この運用の取扱いについては平成14年4月1日から適用する。

給付金請求書兼認証書

<p>1 傷 痕 疾 病 給 付 本人が引続き1ヶ月以上病臥 (自宅療養含む)したとき。 ただし、再度の給付は前給付か ら1年を経過した後とする。</p>	<p>自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日 病 名 _____ を治療のため 場 所 _____ において入院・治療いたしました。</p>									
<p>2 弔 慰 給 付 (本人が死亡したとき)</p>	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:33%;">職 名</td> <td style="width:33%;">氏 名</td> <td style="width:33%;">年 齢</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td>才</td> </tr> <tr> <td colspan="3">平成 年 月 日 時 分 死亡</td> </tr> </table>	職 名	氏 名	年 齢			才	平成 年 月 日 時 分 死亡		
職 名	氏 名	年 齢								
		才								
平成 年 月 日 時 分 死亡										
<p>3 特別給付 (本人が火災にあったとき)</p>	<p>平成 年 月 日 火災罹災 焼失度 _____ % 罹災証明書 別紙のとおり</p>									
<p>以上のとおり通知します</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p>会 員 (本人) 職 名 _____ 氏 名 _____ (印)</p> <p>又は</p> <p>遺 族 続 柄 _____ 氏 名 _____ (印)</p>										
<p>上記のとおり認証し、請求します</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p>淀川右岸水防事務組合水防団員共済会 会 長 岩 見 勝 馬 様</p> <p style="text-align: right;">_____ 水防区 (印)</p> <p style="text-align: center;">分団長・本部付部長 _____</p>										

- 1 これは証明書ですから必ず本人が自書し捺印してください。
- 2 会員本人の公務による死亡、傷病は直ちに電話等で連絡してください。
- 3 この請求書兼認証書はすみやかに提出してください。
- 4 供花料は電話により、退職給付は水防団員異動内申書により請求のあったものとします。